

農林水産省
令和8年7月23日
14時00分現在

農林水産関係の被害状況等を報告します。

<兵庫県>

- ・農作物の被害（トマト）
- ・農地 52 箇所、農業用施設 55 箇所被害
- <奈良県>
- ・農作物の被害（きく）
- ・農地 128 箇所、農業用施設 26 箇所
- <和歌山県>
- ・農地 11 箇所、農業用施設 18 箇所被害
- <島根県>
- ・農地 9 箇所、農業用施設 18 箇所被害
- <岡山県>
- ・農地 69 箇所、農業用施設 26 箇所被害
- <広島県>
- ・農作物の被害（水稻、キク）
- ・農地 162 箇所、農業用施設 155 箇所被害
- <山口県>
- ・農地 26 箇所、農業用施設 60 箇所被害
- <徳島県>
- ・農地 4 箇所、農業用施設 8 箇所被害
- <香川県>
- ・農地 13 箇所、農業用施設 14 箇所被害
- <愛媛県>
- ・農地 10 箇所、農業用施設 34 箇所被害
- <高知県>
- ・農地 4 箇所、農業用施設 3 箇所被害
- <福岡県>
- ・農作物の被害（水稻、なす、トマト、ねぎ、その他野菜、もも、ぶどう、切り花類）
- ・その他（畜産用飼料）の被害
- ・農業・畜産用機械の被害 5 件
- ・農業用ハウス 50 棟の被害、寒冷紗の被害
- ・農地 133 箇所、農業用施設 143 箇所被害
- <佐賀県>
- ・農作物の被害（水稻、アスパラガス、キュウリ、トマト）
- ・農地 182 箇所、農業用施設等 181 箇所被害
- <長崎県>
- ・農作物等の被害（かぼちゃ）
- ・樹体（みかん）の被害
- ・農地 257 箇所、農業用施設 120 箇所被害
- <熊本県>
- ・農地 387 箇所、農業用施設 362 箇所被害
- <大分県>
- ・農地 162 箇所、農業用施設 345 箇所被害
- <宮崎県>
- ・農地 11 箇所、農業用施設 25 箇所被害
- <鹿児島県>
- ・農作物等の被害（水稻、小松菜、すいか、いちごの苗床、パッションフル

ーツ)

- ・農地 251 箇所、農業用施設 185 箇所被害

＜沖縄県＞

- ・農作物等の被害（さとうきび、モロヘイヤ、オクラ等）

[林野関係の被害情報]

＜岩手県＞

- ・林道施設等 2 箇所の被害

＜秋田県＞

- ・林道施設等 24 箇所の被害

＜千葉県＞

- ・林道施設等 5 箇所の被害

＜長野県＞

- ・林地荒廃 30 箇所の被害
- ・治山施設 3 箇所の被害
- ・林道施設等 62 箇所被害

＜岐阜県＞

- ・林道施設等 6 箇所の被害

＜静岡県＞

- ・林道施設等 3 箇所の被害

＜三重県＞

- ・林道施設等 1 箇所の被害

＜滋賀県＞

- ・林地荒廃 4 箇所の被害
- ・治山施設 2 箇所の被害
- ・林道施設等 4 箇所の被害

＜京都府＞

- ・林地荒廃 6 箇所の被害
- ・林道施設等 10 箇所の被害

＜兵庫県＞

- ・林地荒廃 1 箇所の被害

＜奈良県＞

- ・林地荒廃 6 箇所の被害
- ・林道施設等 3 箇所の被害

＜和歌山県＞

- ・林道施設等 24 箇所の被害

＜島根県＞

- ・林道施設等 2 箇所の被害

＜岡山県＞

- ・林地荒廃 5 箇所の被害
- ・林道施設等 1 箇所の被害

＜広島県＞

- ・林地荒廃 32 箇所の被害
- ・治山施設 1 箇所の被害
- ・林道施設等 22 箇所の被害

＜山口県＞

- ・ 林地荒廃 9 箇所の被害
- ・ 林道施設等 13 箇所で被害
- <徳島県>
- ・ 林道施設等 5 箇所で被害
- <香川県>
- ・ 林地荒廃 2 箇所の被害
- ・ 林道施設等 2 箇所の被害
- <愛媛県>
- ・ 林地荒廃 2 箇所の被害
- ・ 林道施設等 17 箇所の被害
- <高知県>
- ・ 林地荒廃 1 箇所の被害
- ・ 林道施設等 6 箇所で被害
- <福岡県>
- ・ 林地荒廃 6 箇所の被害
- ・ 治山施設 2 箇所の被害
- ・ 林道施設等 159 箇所で被害
- <佐賀県>
- ・ 林地荒廃 27 箇所の被害
- ・ 林道施設等 36 箇所で被害
- <長崎県>
- ・ 林地荒廃 11 箇所の被害
- ・ 林道施設等 8 箇所の被害
- <熊本県>
- ・ 林地荒廃 28 箇所の被害
- ・ 治山施設 13 箇所の被害
- ・ 林道施設等 167 箇所の被害
- <大分県>
- ・ 林道施設等 22 箇所で被害
- <宮崎県>
- ・ 林地荒廃 3 箇所の被害
- <鹿児島県>
- ・ 林道施設等 2 箇所で被害

[水産関係の被害情報]

- <和歌山県>
- ・ 1 漁港で流木等による泊地埋そく
- <香川県>
- ・ 1 箇所でアオノリの網にゴミ漂着

2 防災重点ため池の被災による住家等被害

> 下記被害は 1 の内数

- ・ 防災重点農業用ため池 36 箇所（秋田県 1 箇所、群馬県 3 箇所、大阪府 1 箇所、兵庫県 1 箇所、岡山県 2 箇所、広島県 7 箇所、山口県 3 箇所、香川県 3 箇所、愛媛県 1 箇所、福岡県 5 箇所、佐賀県 4 箇所、長崎県 2 箇所、熊本県 3 箇所）で被害。

- ・広島県福山市のため池は決壊し、下流住家が浸水被害。
 応急対策として、中国四国農政局及び消防団のポンプにより下流ため池の水位を堤頂より3.0m下がりで管理中。
 浸水戸数：16戸（床上3戸、床下13戸）
 人的被害の有無：なし
 周辺住民への対応（避難の有無等）：避難したが、既に帰宅済み（28世帯67名）
 ライフライン（電気、ガス、水道）への影響：なし
- ・山口県平生町の土砂災害により、山間部からの流出土砂が下流にあるため池に流入。周辺住宅への土砂流出を防ぐため、応急対策として大型土のう設置等を実施済み。

3 農林水産省の対応

（１）職員派遣（MAFF-SAT）

	7月24日の予定	本日までの 延べ人数	備 考
岐阜県	2人	0人	
三重県	0人	4人	
岡山県	0人	9人	
広島県	0人	17人	
山口県	0人	9人	
福岡県	0人	2人	
熊本県	0人	2人	
大分県	0人	2人	
計	2人	45人	

（２）各部局における取組状況

[本省]

- ・大臣官房地方課災害総合対策室に農林水産省情報連絡室を設置
 （6月24日（水）12時20分）

[林野庁]

- ・各森林管理局、各地方自治体の関係部局に対し、連絡体制を確認
 （6月24日（水））

[水産庁]

- ・水産庁災害情報連絡会議において注意体制を立ち上げ
 （6月24日（水）12時21分）
- ・水産庁災害情報連絡会議を開催（6月24日（水）13時55分）

[地方農政局等]

次のとおり、連絡室等を設置し情報収集、報告を徹底

<関東農政局>

- ・関東農政局災害情報連絡室を設置（6月24日（水）12時25分）

<東海農政局>

- ・東海農政局災害情報連絡室を設置（6月25日（木）15時00分）

＜近畿農政局＞

- ・近畿農政局災害情報連絡室を設置（6月26日（金）8時00分）

＜中国四国農政局＞

- ・中国四国農政局災害情報連絡室を設置（6月26日（金）9時00分）

＜九州農政局＞

- ・九州農政局災害情報連絡室を設置（6月23日（火）15時30分）
- ・九州農政局災害対策本部に改組（6月24日（水）9時00分）

＜沖縄総合事務局＞

- ・沖縄総合事務局災害対策本部注意体制発令（6月24日（水）12時30分）
- ・沖縄総合事務局災害対策本部警戒体制移行（6月25日（木）6時30分）
- ・沖縄総合事務局災害対策本部注意体制移行（6月26日（金）10時03分）
- ・沖縄総合事務局災害対策本部注意体制解除（6月26日（金）14時40分）

[森林管理局]

次のとおり、連絡室等を設置し情報収集、報告を徹底

＜近畿中国森林管理局＞

- ・近畿中国森林管理局災害情報連絡室を設置（6月25日（木）13時00分）

＜四国森林管理局＞

- ・四国森林管理局災害情報連絡室を設置（6月25日（木）17時15分）

＜九州森林管理局＞

- ・九州森林管理局災害情報連絡室を設置（6月23日（火）17時00分）
- ・九州森林管理局災害対策本部に改組（6月24日（水）9時00分）

（３）地方公共団体等に対する情報提供

＜令和８年６月２５日＞

- ・大臣官房が令和８年台風第７号及び梅雨前線の影響等による大雨に係る関係省庁災害警戒会議の概要を地方農政局等を通じて地方自治体の関係部局に共有し連絡体制を確認
- ・大臣官房が省のX及びFacebookのアカウントを活用し、直接農林漁業者に対し、台風第７号及び梅雨前線の影響等による大雨暴風や高波などに備えることを呼びかけ
- ・水産庁が「令和８年台風第７号及び梅雨前線の影響に対する水産関係の被害防止に向けた対応について」を通知
- ・水産庁が全国共済水産業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会、鹿児島県に対して「令和８年６月２４日からの大雨に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知
- ・経営局が鹿児島県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和８年６月２４日からの大雨に係る農業保険の対応について」を通知
- ・九州農政局が鹿児島県と鹿児島県の農協系統金融機関等に対し「令和８年６月２４日からの大雨に伴う災害等に対する金融上の措置について」を通知

＜令和８年６月２６日＞

- ・経営局が福岡県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和８年６月２４日からの大雨に係る農業保険の対応について」を通知
- ・水産庁が福岡県に対して「令和８年６月２４日からの大雨に伴う災害に対する金融上の措置について」を通知

- ・各地方農政局及び沖縄総合事務局が管内地方自治体の関係部局へ「台風第7号・8号及び梅雨前線の影響による大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知
- ・九州農政局が福岡県と福岡県の農協系統金融機関等に対し「令和8年6月24日からの大雨に伴う災害等に対する金融上の措置について」を通知
- ・九州農政局が管内全県に対して「台風第7号・第8号及び梅雨前線の影響による大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知

＜令和8年7月3日＞

- ・経営局が25府県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年6月24日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知

＜令和8年7月13日＞

- ・経営局が2府県に対し「令和8年6月24日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知

＜令和8年7月22日＞

- ・経営局が2県に対し「令和8年6月24日からの大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知